

会 議 記 録

作成部局課名 丸子地域自治センター 地域振興課

開催日	平成 23年 5月 27日(金曜日)	開催時刻	13時 30分から 15時 40分
会議名	丸子地域協議会(平成 23年度第 2回)		
出席委員	齊藤会長、北村副会長、生田委員、池内委員、内田委員、倉沢委員、上坂委員、笹井委員、佐藤委員、清水委員、関委員、滝澤委員、成澤委員、松山委員、丸山委員、宮下委員、村松委員、山越委員、【欠席】中澤委員、横山委員		
市側出席者	岡田政策企画局市民参加・協働推進参事、宮澤センター次長兼地域振興課長、小宮山市民参加・協働推進課長、下村地域振興政策幹、芹澤市民生活課長、松井健康福祉課長、小相沢建設課長、小林消防課長、松村上下水道課長、高野丸子学校給食センター長、大平地域政策担当係長、翠川地域政策担当主査、馬場		

会議次第

1 開会（宮澤センター次長）

- ・配布資料の確認、欠席委員の報告

2 あいさつ（齊藤会長）

本日も全体会議の後に続き分散会を予定しています。活発に論議していただき、地域づくりのために御尽力いただきたいと思います。

3 報告

(1) 上田市自治基本条例について（政策企画局市民参加・協働推進課）

- ・上田市自治基本条例が3月市議会で可決され、4月1日に施行された。
- ・26名の市民で構成された条例検討委員会において、約2年間にわたり検討されたものを基本として、市議会の意見、市の考えを盛り込んだ内容となっている。
- ・条例の理念等を市民の皆さんへ周知し、理解していただくための市民説明会を開催する。
- ・条例の内容詳細については、資料に基づき説明

資料：上田市自治基本条例の概要（資料 2）、小冊子「上田市自治基本条例」、上田市自治基本条例逐条解説

主な質疑の内容

（委員）上田市の特色を出していくための条例になるよう、私たちが努力して詳細なところを変えていかなければいけない。地域協議会の中でも改めて確認していきたい。5年を超えない範囲での見直しということで、是非早いうちから見直しのしくみを具体的に考えていただきたい。何点が質問したい。第20条第2項に「市民の意見を反映するための附属機関を設置します」とあり、先ほどの説明ではこれが地域協議会にあたるということだった。同条第3項では「地域の意見が集約される仕組みの構築に努めます」とある。過去の丸子地域協議会の中で、住民と意見のキャッチボールをしながら意見集約してやって

いく義務があるのではないかという議論が出たことがあるが、当時の会長は、ここに集まった皆さんが市民の代表のような要素があるので、わざわざ市民を集めることやキャッチボールということは考えていないとの話だった。改めてこの条例を見て、直接市民からの声をキャッチし、お互いに意見のキャッチボールをしていくということが想定された条例だと受け取ったが、どうなのか。これから構築されるであろう住民自治組織というような表現があったが、それはどのようなものか。条例に基づいて想定がされているのか。各具体策への影響ということで、この条例ができることによって各施策等色々なことにどんな影響がでることを想定されているのか。例えば、第8条の市議会の役割及び責務に「開かれた議会運営に努めます」との表現の中で、市民にわかりやすくということで、議員説明会や夜間議会の開催等、具体的なことがいくつか出ているが、こういったことも今後進んでいくのだろうということを想定した文言になっているのか。住民投票に関して、自治法の規定がそのままということで、改めて上田市としての文章になっているのは価値があることだと思うが、やはり上田市の特色ということで考えていっていいのではないか。今年1月に総務省の方針として、住民投票を法制化するといった投票規定を盛り込むことにより、市長が投票結果に従うことを義務付けるというような方針が出されている。そういったことを先取りするような想定はしていかなかったのか。

(市民参加・協働推進課長) 市民との対話については、委員のお考えのとおりである。地域協議会は、自治会の会長さんや様々な地域団体の皆さん、公募の皆さんで集まっても20人。その中で議論したとして、果たして地域住民の皆さんの多くの意見がそこにあるのか。これはやはり検証していかなければならない。発足当初はまだその仕組みがしっかりと成り立っていなかったと思う。ただ、団体の代表制を重視した部分と個人の意見、例えば市政に参画したいという思いを公募委員さんとして採用していくという部分があり、それを合体させながら、意見を出していただきまとめていく。この意見を地域協議会だよりのようなところで、「市長に対してこういう意見をあげていくが、地域の皆さんはどう感じますか。」というような仕組みづくりを想定している。また、一部の地域では意見箱を設置し、地域協議会だよりで情報提供しながら、「今、このような地域まちづくり方針の見直しをしている。それについて、このような答申をしたいと思うがどうか。」というようなことを、地域の皆さんに投げかけながら、意見をチョイスして修正しながらやってきたという事実もある。全地域が同じような仕組みづくりということではなく、丸子地域の特性に応じて一番意見が集約しやすい仕組みを考えるということ。市民との対話はもちろん必要である。については、附属機関である行政内部の機関がどこの意見を聞いたらいいのかということ是非常に難しい問題である。自治会だけの意見を聞けばいいということではない。様々な意見を聞くための住民側の組織、例えば自治会や様々な市民活動団体が参画し、自己決定ができるような仕組みを持った住民自治組織を想定し、行政側の地域協議会と住民側の意見を集約できる組織、そういうものとの対話を今後想定しながら、住民自治組織を市民の皆さんの意見を聞きながら構築できたらという構想を描いている。地域内分権推進の第4ステージについては、組織づくりを市が積極的にこういうものを作ってくださいと

はなかなか言えないが、地域の皆さんが納得しながら、地域ごとに一番いいシステムを考え、合意をもとに住民自治組織をつくりあげていけたらと思っている。まだ具体的な内容は固まってはいるが、将来的には第4ステージに向け構想を練り、検討していきたい。

の議会運営については、議会基本条例の制定を目指すということである。市民参加の面では、例えば公聴会制度で直接会議を公聴していただく制度がある。夜開催や休日開催がいいのかについては、議会サイドで議論しながら決めていただくものである。議会としても、議会改革特別委員会を設置し議会基本条例を含め様々な議会改革を考えている。具体的な内容は聞いていないが、実際に視察をしながら進めているということである。の住民投票については、昨年12月あたりに、総務大臣が市民参加を強力に進めなければならないということで、地方自治法改正について発言があったが、その後はかなり表現が縮小され、3月11日の震災以降は特に報道されていない。これについては反発もある。地方自治体がなぜ国が作った制度に乗らなければいけないのか。自己決定・自己責任というのならば、住民投票についても自分達が決める。つまり、投票を行うという市政に関する重要事項に何を選ぶかは国が決めることではないだろうという反発がある。その辺は注視しながらこちらも進めてきた。国が定める法律は当然拘束性を持つものである。例えば、住民投票を伴う市長のリコール、議会の解散、議員のリコールなど3分の1の署名ということで非常にハードルが高いが、それによって住民投票が行われれば即失職する。拘束性があるとはそういう部分で、拘束性を持たせるために国が法律で定めると言っている。市長権限を市民の皆さんへ分配することは自治法に抵触するのでできない。あくまでも尊重部分として住民投票は装備していくということ。出た結果が尊重されるか否かによって、議長や議会が市民の皆さんからどういう目で見られるのかという影響は大きなものがあると思う。地方自治体が自己決定し、自己責任を負うことについては、当然自分達が考えなければいけない。国が定めるものではないというのは市長会等々の意見である。今後も注視はしていくが、先行してということはなかなか難しい。今回は市議会の判断で「個別型」と言われるもので、地方自治法の市民の皆さんの直接請求権に準じた形で規定したということ。地方自治法には住民投票をやるということは一切規定されておらず、市民・市議会・市長の3者が合意の上で住民投票をするという規定を「個別型」「常設型」に限らず、条例に書き込んだことは大きな一歩であると考えている。

(委員) 住民投票については、国の決定を待つだけではなく、上田市としてどう考えていくか、「個別型」「常設型」のどちらが上田市の自治にとって良いのかという判断をやはり自分達がしていくべきだと思う。そういった見直しをして行く仕組み、そこに市民が参画するような仕組みを早いうちから検討していただきたい。

4 その他

(1) 次回会議の開催日について

・第3回丸子地域協議会 平成23年6月30日(木曜日)午後1時30分から
丸子地域自治センター4階 講堂

(2) その他

(7) 上田市自治基本条例市民説明会

平成 23年 6月 9日 (木) 午後 7時 丸子文化会館小ホール

(4) 交流・文化施設市民説明会

平成 23年 6月 2日 (木) 午後 7時 丸子文化会館小ホール

資料：交流・文化施設市民説明会のお知らせ

(9) 前回の分散会での協議内容について

第 1分散会 (第 1分散会長から報告)

- ・まちづくり方針を基に、地域をより良くするための提案をしたらどうか。
- ・専門部会をつくる方向で動くべきではないか。
- ・6月までにテーマ決定、7月には委員会立ち上げて色々な意見ができなければ、年内に集約ができないのではないか。
- ・国道 254号の緊急時における迂回路問題について。
- ・高齢者問題について。(除雪、空き家対策、生活支援等)
- ・まりんこ号の利便性向上について。
- ・議会や自治会連合会との意見交換会の開催について。
- ・自治会と議会と協議会の関係性や役割分担が明確でない。

第 2分散会 (第 2分散会長から報告)

- ・荒廃農地の問題について。
- ・助産所の研究について。
- ・地域協議会の位置づけについて。
- ・地域協議会を活性化するためにはどうしたらいいか。
- ・地域課題への取り組みについて。(他団体との話し合いを持つべきか)
- ・固い形の委員会等ではなく、委員が個々に他団体に参加しながらやっていく形をとる。
- ・魅力アップ事業について。(継続事業としてできるようにする、発展させる)

(1) その他

- ・平成 23年度当初予算における主な施策について報告 (丸子地域教育事務所)
- ・市道丸子小牧線の通行止めについて報告 (建設課)
- ・その他

資料：平成 23年度当初予算における主な施策 (丸子地域教育事務所分)、市道丸子小牧線の落石対策について

主な質疑の内容

(委員) 平成 23年度当初予算における主な施策 (丸子地域教育事務所分) の 1 番の日本語教室業務委託について。上田市全体としては、外国籍児童の支援は多文化共生推進協会が中間支援組織という形で、上田市の市民課が担当事務局になっている。上田市全体の支援のセン

ターという形で発足している部署との関係はどうなっているか。

(丸子地域教育事務所長) 上田地域の状況に関しては把握していない。丸子の関係では、丸子ボランティアセンターに委託し、現在はブラジル・中国・イタリア・ペルーの皆さん 25 ~ 30人が教室に来て勉強をしている。

(委員) 心配なのは、縦割り行政になる危険性が大いにあるということ。上田市全体と丸子地域がどうやって連携するかについては、今後の課題だと思う。このままでは、上田地域と全く別途に丸子が取り組んでいくということになる。上田市のセンターとしての多文化共生推進協会との関係というものが非常に微妙になってくる。市民課とよく情報交換をしていただきたい。丸子だけが完全に中央と関係無くやるというのは縦割り行政、地域行政的ではない。至急市民課との調整をお願いしたい。

(委員) 前回の協議会で空間放射線の測定についてお願いしたところ、全市的な問題だからという話だった。その後、全市的な取り組み等はあるか。

(センター次長) 空間放射線の測定に関する市全体としての取り組みの情報はまだ無い。ただ、先日新聞報道があったとおり、下水浄化センターの汚泥から放射性セシウムが検出されたということで、現地において引き続き測定を続けていくというような方針は聞いている。空間放射線については、長野市や松本市での数値が定期的に報道されている状況で、それに準ずるとするのが基本的な方向であろうと理解している。当面そのような対応で進んでいく考えであると聞いている。

(委員) 長野県においては、放射線量はかなり低いということで大騒ぎするべきことではないと思う。ただ、よく報道などで国の情報開示には色々な不備があると言われたり、非難の声を耳にする。的確に情報を出していただくというのは必要であり、上田市の自治としてやっていくべきではないかと思う。このことだけでなく、全てのことに對して、早急に対応していくという姿勢を持ってほしい。例えば、松本市は4月に測定器を市内の医療機関から借りて計った。県が行っている簡易測定と同じ機械であり不足だということで、更にもっと細かく測れる機械を50万円で購入してやっているという姿勢が見られる。上田市でも同じように独自に考えていくという姿勢が必要ではないか。子どもたちの教育や子育てのことを考えても然りだと思う。上田市として、是非考えていただきたい。

(センター次長) 御意見として承る内容であると思う。少なくともそういう形での放射線の不安は確かにあると思う。ただ、現在の状況で独自に測る必要があるかどうかの議論は来月あたりに行われると思う。松本がやっているから、いいことだからやればいいという議論にはならないと思っている。

(委員) 商工業の立場で考えても、適切な数字や情報を提示することは、観光誘致にとっても有効だと考える。水質に関しては、農業にとっても有効な事だと考える。その辺の議論を早急をお願いしたい。